

令和7年度版

中央建設国民健康保険組合
青森県支部
加入のご案内

中建国保青森県支部

〒038-0012 青森県青森市柳川1丁目2番88号 青森建築会館内
TEL017-761-2370 FAX017-761-2372

中建国保はどんな組合？

中央建設国民健康保険組合（中建国保）は全国建設労働組合総連合（全建総連）を母体組合とし、現在29都県に32支部が設置されています。

建設業に従事する組合員と家族の皆さんがおよそ26万人加入しています。

中建国保は昭和45年8月1日、国民健康保険法13条に基づき、東京都の認可を受け事業を開始しました。

設立以来、組合員が同じ建設業に従事しているという特徴を活かし、積極的な疾病予防や健康づくりをすすめ医療費の適正化に努め、自分たちの健康と生活を守るために協力しあって運営しています。

中建国保の事業内容

保 険 給 付

皆さんの医療費を負担したり、様々な給付金を支払います。

法律で決められた給付

- ①療養費 ②高額療養費 ③出産育児一時金 ④葬祭費 ⑤移送費

中建国保独自の給付

- ①休業補償として傷病手当金
②女子組合員の休業補償として出産手当金（分娩した月より最大1年間分の保険料免除）
③償還金

保 健 事 業

皆さんの健康の保持増進をはかるために行う事業です。

- ①集団健診
②職業病アスベスト対策として胸部レントゲンフィルム読影の推進
③インフルエンザ・肺炎球菌予防の予防接種を受けた時の補助金の支給
④健康の保持増進の為に健康・体力づくり事業を開催
⑤節目年齢の人間ドック受診を補助

その他さまざまな世代の生活を守る取り組み

- ①3歳未満のお子さんの保険料を無料としています。
②赤ちゃんが産まれた世帯に出生の記念品をプレゼントしています。
③介護の為に住宅改修に補助を行っています。
④保養施設を利用した場合の補助金を支給しています。
⑤前年度中に医療機関にかからず、組合員が健康診査を受診している世帯に健康家庭祝金を支給しています。

中建国保に加入するとき

加入資格

① 全建総連加盟組合の組合員で、② 建設業に従事しており、③ 中建国保の次の指定地区にお住まいであれば加入できます。

青森、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、石川、福井、山梨、静岡、愛知、滋賀、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島各都府県の市町村。

加入手続きに必要な書類

自分が住んでいる所の中建国保支部・出張所（母体組合にあります）に、つぎの書類をそろえて申し込んでください。加入申込書等は出張所にあります。

必ず必要なもの

- 加入申込書
- 組合員の資格及び種別保険料に関する申告書
- 組合員の振込先預金口座届
- 加入確認書
- 世帯主名・続柄の記載された世帯全員の住民票 ※
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード
(加入者と加入する家族全員分)
- 本人確認書類（運転免許証など写真付証明書）
- 現在加入している資格確認書、資格情報のお知らせのコピー（同一世帯の家族全員分）
- 職種が確認できる書類
- 労災保険加入証明書
- 預金口座振替依頼書
- 印鑑（認め印）

場合によって必要なもの

- 家族の中で学校に通う為、組合員の世帯から住民票を移す場合、在学証明書等。
- 資格喪失証明書（健保脱退のとき）
- 70歳以上の家族がいる場合、70歳以上の方の所得課税証明書
- その他

※ 市町村役場で住民票をとる場合、「国保組合に提出するので世帯主との続柄が記載されている住民票を」と窓口で申し出てください。（個人番号が記載された住民票をとる場合、個人番号カード、個人番号通知カードは加入手続きに、必要ありません。）

加入資格の確認が必要な場合

現在「個人事業所」で加入し、「法人事業所」になった場合
または、個人事業所で5人以上を雇用している場合

健保適用除外事業所となり
厚生年金加入手続きが必要です。

加入について詳しくは、支部・出張所にお尋ね下さい。

中央建設国民健康保険組合 青森県支部

TEL 017-761-2370

FAX 017-761-2372

安心ひろがる現金給付

◎償 還 金

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分が一つの病院で、
1ヶ月17,500円を超えた時は、超えた額を償還金として支給します。

ただし、**加入後90日を経過した組合員が対象**となります。

◎傷病手当金

組合員を対象に5日以上労務を休んだとき、入院・外来に関わらず、
休業した1日目から、下表の額を支給します。（入院・入院外それぞれ50日）

ただし、**加入後90日を経過した組合員が対象**となります。

種 別	入 院	外 来
法人第1種組合員	8,000 円	4,000 円
第1種組合員		
第2種組合員		3,600 円
法人第3種組合員		3,200 円
第3種組合員		
第4種組合員		2,800 円
第5種組合員		2,400 円
第6種組合員		2,000 円

◎出産育児一時金

組合員（又は、扶養家族）が、出産したとき

1子につき	500,000 円
-------	-----------

◎葬祭費

組合員が死亡したとき	70,000 円
家族 //	50,000 円

◎健康診断を受けたとき

個人でうける健康診査費用の補助	上限	12,000 円
集団健診を受けた時の補助	個人負担はないので補助金はありません	

◎インフルエンザ予防接種を受けたとき

接種費用に関わらず、1人当たり2,000円（年2回）

◎保養施設を利用したとき

宿泊を伴う利用	1人当たり3,000円（年1回）
---------	------------------

◎肺炎球菌予防接種を受けたとき（年度中に65歳の誕生日を迎える被保険者）

市町村が実施する定期接種を受けた方	1人当たり2,000円（年1回）
-------------------	------------------

中建国保青森県支部

令和7年度健康保険料月額表

納める保険料は『医療保険料』，『介護保険料』，『後期高齢者支援金』の合算額です。

組 合 員	種 別	医療保険料	介護保険料 (40歳～64歳)	後期高齢者支援金 (組合員と3歳以上の家族)
30歳以上の法人事業所の事業主	法人第1種	27,300円	4,900円	6,700円
30歳以上の個人事業所の事業主	第1種	25,800円	4,800円	6,400円
30歳以上の一人親方	第2種	22,100円	4,200円	5,500円
30歳以上の法人事業所の従業員	法人第3種	18,700円	3,700円	4,900円
30歳以上の個人事業所の従業員	第3種	18,200円	3,600円	4,700円
25歳以上30歳未満の方	第4種	11,800円		3,200円
20歳以上25歳未満の方	第5種	9,300円		3,000円
20歳未満の方	第6種	6,800円		2,900円
家族1人につき (最大5人まで)	高齢家族 70歳以上	3,100円		1,900円
	成人家族 23歳以上70歳未満	3,700円	2,800円 (40歳～64歳)	2,100円
	若年家族 6歳以上23歳未満	3,000円		1,900円
	就学前 3歳以上6歳未満	2,200円		1,400円

※3歳未満の家族保険料はいただきません。

あなたの納める保険料は？

	医療保険料	介護保険料	後期高齢者支援金	合 計
本 人				
家 族				
合 計				